

公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について（抄）

昭和37年6月29日閣議了解
改正 平成14年7月2日閣議了解

第3 事業施行に伴う損害等の賠償について

事業施行中又は事業施行後における日陰、臭気、騒音、水質の汚濁等により生ずる損害等については、この要綱においては損失補償として取り扱うべきでないものとされている。

しかしながら、これらの損害等が社会生活上受忍すべき範囲をこえるものである場合には、別途、損害賠償の請求が認められることもあるので、これらの損害等の発生が確実に予見されるような場合には、あらかじめこれらについて賠償することは差し支えないものとする。